

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年7月25日（平成29年（行個）諮問第117号）

答申日：平成29年11月9日（平成29年度（行個）答申第125号）

事件名：本人が申し立てた司法書士懲戒処分申立てに関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月27日付け総第149号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

審査請求人は特定司法書士会所属の特定司法書士に対する懲戒処分を平成〇年〇月〇日に特定法務局長に対して申し立てた。それに対する通知が同年〇月〇日になされた。それに対し、審査請求人は平成29年2月3日に「法13条1項」の規定に基づき、「保有個人情報開示請求書」を処分庁に提出し、保有個人情報の開示請求を行なった。その後、同年3月30日に審査請求人に開示がなされた（総第149号 同月27日）。ところが、一部が部分開示となっていた。これについて、処分庁より行政不服審査法の規定により審査請求ができるとの教示があったので、開示を求めて審査請求を御庁に対して行う（なお、審査請求人が総第149号文書を受け取ったのは同月28日である。）。

＜開示を求める内容＞

##### ① 総第〇号（文書6）

平成〇年〇月〇日

文書名「司法書士の非違行為に関する調査について（委嘱）」  
（「控え」及び「写し」）

開示希望箇所「4 調査事項」・・・添付の開示資料①（略）

② 綱第〇号

〇〇司綱発第〇号（文書7）

平成〇年〇月〇日

文書名「会員の業務に関する調査について（付託）」について（報告）

開示希望箇所「調査結果報告書」の「1 付託事項」・・・添付の開示資料②（略）

<処分庁による不開示理由>

① 「4 調査事項について」

不開示部分は、本件調査の調査事項であって、開示することにより、司法書士の懲戒処分に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

② 「調査結果報告書」の「1 付託事項」について

不開示部分は、本件調査の調査事項であって、開示することにより、司法書士の懲戒処分に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。なお、添付資料2（略）の「総第149号」2（3）③は「1 付記事項」と記載されている。6月20日に特定法務局総務課の特定職員に確認したところ、「1 付託事項」の間違いとのことである。念のため、当該部分に赤線を引いた。

<開示を求める理由>

以下の理由により、開示を求める。

ア 「4 調査事項」と「1 付託事項」に記載されている内容は請求人の求めた懲戒請求内容に密接に関わる内容であり、審査請求人にとって重要な内容である。

「4 調査事項」は、審査請求人が特定法務局長に対して依頼した調査事項を特定法務局長がどのように特定司法書士会に伝えたかという内容である。そして、「調査結果報告書」の「1 付託事項」は特定司法書士会が特定法務局から依頼された調査事項をどのように理解したかという内容である。開示日当日に審査請求人は、特定法務局の特定課長補佐から口頭にて、具体的には、「4 調査事項」と「1 付託事項」は同じ内容で、特定司法書士に対する「懲戒処分申立書」に記載された申立内容の要約であるとの説明を受けた。つまり、この二つの内容は、審査請求人が懲戒請求を求めた趣旨の根幹に関わる部分である。これら二つの内容を不開示とする理由として特定法務局は「司法書士の懲戒処分に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該

当する」と主張している。しかし、そもそも、この二つの内容は、審査請求人の司法書士懲戒請求に関わる内容であり、同号柱書きに記載されている「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないので、同号柱書きの内容には該当しない。当然，言うまでもなく，同号イ～ホにも該当しない。

次に、「4 調査事項」と「1 付託事項」の不開示の理由を、処分庁は「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する」と主張しているが、これは「平成15年法律第58号」からは汲み取れない主張である。同号柱書きには「国の機関～情報」と「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」と書かれ、これらは並列の関係である。ところが、処分庁の主張では「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるから「同号柱書き」に該当するとなり、2つの項目に因果関係を主張していることになる。審査請求人は法律を何度も読み返してみたが、処分庁の解釈には無理があると思料する。条文には「事象Aであり事象Bであるもの」と記載されており、処分庁のように事象Bを原因のように考えるのは難しい。

以上をまとめると、特定法務局の特定課長補佐は、「4 調査事項」と「1 付託事項」は「司法書士懲戒請求申立書」に記載された申立内容の要約だと説明した。だから、「法14条7号柱書き」に記載されている「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立法人が行う事務又は事業に関する情報」には該当しない。いうまでもなく，同号イ～ホにも該当しない。そして，処分庁は「平成15年5月30日法律第58号」を適用するに際して，並列関係の2つの事象を因果関係があるかのように解釈しており，無理がある。以上により，処分庁の不開示の主張は根拠を失う。

さて，これらが開示されないと，審査請求人の求めた懲戒処分の趣旨が正しく伝わったのか，誤って伝わったのかを判断できない。もし，審査請求人の意図しない内容で調査がなされた場合は，前提となる部分が誤っているということになる。その場合は，平成〇年〇月〇日の総第〇号特定法務局総務課長名の文書における「司法書士法第48条に規定する懲戒処分に該当する事実は認められなかった」という結論が，誤った手続で導かれたことになる。

イ 法14条柱書きには、「不開示情報」が含まれる場合を除き開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示しなければいけないと定められている。そして，上記アで述べたように開示を求めている内容は「不開示情報」に該当しない。

ウ 以上、「4 調査事項」と「1 付記事項」に記載されている内容は、法14条柱書きにより開示しなければならない項目である。そして、上記アで述べたように、これらは不開示が認められた同号柱書きに該当しない。当然、同号のイ～ホのいずれにも該当しない。

エ 審査請求人は特定法務局の担当者に不信感を抱いており、懲戒申立手続が正確になされたかに不安を感じている。

平成○年○月○日に懲戒申立を行った。その後、○月○日に担当の特定庶務係長に申立内容の説明を行った。その時、同係長は、「○○の部分のみ検討する。他の部分検討は行わない」と発言し、いかにもやる気のない態度を示した。審査請求人はこのような態度に不信感を感じたので、○月○日に○○法務局の総務課に相談した。すると、早速、その日に特定係長より電話があった。内容は、「詳しく話を聞きたい」という手の平を返すような内容だった。このような特定係長の対応はますます不信感を感じる。なぜなら、上位職務者への対応と審査請求人への対応との間にあまりに隔たりがあるからだ。特定法務局の業務全般に不信感を抱くのは当然である。上記アで触れたように、審査請求人は、自分の意図した内容とは異なる内容を特定法務局が特定司法書士会に指示したのではないかと危惧している。開示されないと疑惑の払拭はできない。

以上により、処分庁の不開示処分に異議があるので、本件、御庁に対して審査請求を行う。

## (2) 意見書

審査請求人から平成29年9月2日付け（同月4日受付）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る開示請求の対象とされた保有個人情報及び原処分  
本件開示請求の対象とされた保有個人情報は、文書1から文書7までであるところ、処分庁は、法18条1項の規定に基づき、平成29年3月27日付け総第149号通知をもって、部分開示する旨の決定（原処分）を行った。

## 2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、次の(1)から(3)までの理由から、文書6及び文書7の行政文書のうち、平成○年○月○日付け総第○号「司法書士の非違行為に関する調査について（委嘱）」（「控え」及び「写し」）の「4 調査事項」及び同年○月○日付け○○司綱発第○号「会員の業務に関する調査について（付託）」について（報告）のうち「調査結果報告書」の「1

付託事項」の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるものであると考えられる。

- (1) 本件不開示部分について、特定法務局の特定課長補佐から、本件不開示部分は「司法書士懲戒請求申立書」に記載された、特定司法書士に対する懲戒請求の申立内容（以下「申立内容」という。）の要約である旨の説明を受けた。したがって、当該事項は、法14条7号柱書きに規定される「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」には該当しないので、同号柱書きには該当しない。当然、言うまでもなく、同号イからホまでにも該当しない。
- (2) 法14条7号柱書きは、「不開示情報」が含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないと規定されている。そして、上記(1)のとおり、開示を求めている本件不開示部分に記載されている内容は、同号柱書きに規定する不開示情報には該当しない。当然、同号イからホまでにも該当しない。
- (3) 審査請求人は、特定法務局の担当者に不信感を抱いており、懲戒申立手続が正確になされたのか不安を感じている。不開示情報が開示されないと審査請求人の疑惑は払拭できない。

### 3 原処分 of 妥当性

審査請求人は、上記2(1)から(3)の理由により、本件不開示部分を開示すべきであると主張するので、本件不開示部分を不開示とした原処分 of 妥当性について、以下検討する。

本件不開示部分には、特定法務局が特定司法書士会に調査を依頼する際における具体的な調査委嘱事項が記載されているところ、当該欄の内容を公開すると、法務局の担当者が、どのような事項を問題視していたかが明らかになり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ懲戒請求の対象者が所要の準備をすることにより適切な調査が阻害されるなど、司法書士に対する懲戒処分に係る事務遂行上の不都合が生じるおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示相当である。

一方、審査請求人は、処分庁から、本件不開示部分は「司法書士懲戒請求申立書」に記載された申立内容の要約であるとの説明を受けている旨の主張をしているので、処分庁に事実確認を行ったところ、確かに、このような質疑があった可能性が高いことを確認することができた。

しかしながら、上記質疑応答は、処分庁と審査請求人との一連のやり取りの中の一つであるところ、処分庁が説明した不開示理由が正しく伝わっていないものと考えられることから、本件不開示部分を不開示とした理由について、以下のとおり補足する。

本件不開示部分は、単なる申立内容の要約ではなく、特定法務局が特定

司法書士会に対し，特定司法書士の懲戒請求の申立てに係る調査を委嘱するに当たり，申立内容を精査し，申立内容のどの部分が問題であるかを検討した上で，調査委嘱すべき事項をまとめたものであるため，このような内容を開示すれば，法務局の担当者がどのような事項を問題視していたかが明らかになり，将来の同種事案の処理において，あらかじめ対象者が所要の準備をすることにより適切な調査が阻害されるなど，司法書士に対する懲戒処分に係る事務遂行上の不都合が生じるおそれがあることは明らかである。よって，本件不開示部分は法14条7号柱書きに規定されている「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当し，また，これを開示することにより「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

#### 4 結論

以上のとおりであるから，原処分は，妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年7月25日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年9月4日     | 審議                |
| ④ | 同日         | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 同年10月10日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月7日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，審査請求人の司法書士懲戒処分申立てに関する情報に係る保有個人情報の開示を求めるものであるところ，処分庁は，別紙に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し，そのうち文書5ないし文書7に記録された保有個人情報の一部について，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とし，その余の4文書に記録された保有個人情報については全部開示する原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，文書6及び文書7に記録された保有個人情報の一部の不開示部分（本件不開示部分）について，開示を求めているが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分は，審査請求書の記載によると，①文書6のうち「司

法書士の非違行為に関する調査について（委嘱）」（「控え」及び「写し」）中の各「4 調査事項」の記載内容の全て及び②文書7のうち「調査結果報告書」中の「第1の1 付託事項」の記載内容の全てであると認められる。

(2) 本件不開示部分の不開示理由について、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件不開示部分には、特定法務局が特定司法書士会に調査を依頼する際における具体的な調査委嘱事項が記載されているところ、当該欄の内容を公開すると、法務局の担当者が、どのような事項を問題視していたかが明らかになり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ懲戒請求の対象者が所要の準備をすることにより適切な調査が阻害されるなど、司法書士に対する懲戒処分に係る事務遂行上の不都合が生じるおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

イ 審査請求人は、処分庁から、本件不開示部分は「司法書士懲戒請求申立書」に記載された申立内容の要約であるとの説明を受けている旨主張するが、本件不開示部分は、単なる申立内容の要約ではなく、特定法務局が特定司法書士会に対し、特定司法書士の懲戒請求の申立てに係る調査を委嘱するに当たり、申立内容を精査し、申立内容のどの部分が問題であるかを検討した上で、調査委嘱すべき事項をまとめたものであるため、このような内容を開示すれば法務局の担当者がどのような事項を問題視していたかが明らかになり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ対象者が所要の準備をすることにより適切な調査が阻害されるなど、司法書士に対する懲戒処分に係る事務遂行上の不都合が生じるおそれがあることは明らかである。

(3) 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分には、特定法務局が特定司法書士会に対し、本件の懲戒処分申立てに係る調査を委嘱するに当たり、報告するよう求めた具体的な調査事項（文書6）及び当該調査に関し、同司法書士会が、特定法務局から委嘱された上記調査事項を踏まえて、同司法書士会綱紀調査委員会に対して付託した具体的な調査事項（文書7）が、それぞれ記載されていると認められる。

そうすると、本件不開示部分について、特定法務局が特定司法書士会に対し、特定司法書士の懲戒請求の申立てに係る調査を委嘱するに当たり、申立内容を精査し、申立内容のどの部分が問題であるかを検討した上で、調査委嘱すべき事項をまとめたものである旨の諮問庁の上記(2)イの説明は首肯できるから、これを開示すると、法務局の担当者がどのような事項を問題視していたかが明らかになると認められ、将来の同

種事案の処理において、あらかじめ対象者が対応策を講じることにより適切な調査が阻害されるなど、司法書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史



別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 文書1 件名「司法書士〇〇に対する懲戒処分申立について」とする文書
- 文書2 標題「口頭聴取書」とする文書
- 文書3 標題「口頭聴取書」とする文書
- 文書4 標題「補足説明書」とする文書
- 文書5 司法書士名簿
- 文書6 件名「司法書士〇〇に対する懲戒処分申立に係る司法書士会への調査委嘱について」とする文書
- 文書7 件名「[決裁] 司法書士の懲戒処分申立（特定番号）に係る処理方針（案）について」とする文書